

令和元年5月17日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福—443）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年5月17日以降は、これによってください。

記

別紙第1及び別紙第2中「（日本工業規格A列4）」を削る。

以 上